

香川高等専門学校学生寮宿日直規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 学生寮宿日直勤務（以下「宿日直」という。）については，独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定めによるもののほか，この規程の定めるところによる。

(勤務体制)

第 2 条 宿日直日は，香川高等専門学校学則第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号に規定する休業日を除く日とする。ただし，特別の事情により宿日直の実施が困難と認められる場合，または，特に必要があると認めた場合は，この限りでない。

2 宿日直は，原則として各キャンパス日直は 1 名，宿直は 1 名または 2 名が行うものとする。

(宿日直の命令及び割振り)

第 3 条 宿日直は，校長が命ずる。

2 宿日直の割振りは，寮務主事が定め，校長の決裁を得たうえ，実施する月の前月の末日までに当該教員に通知するものとする。

(宿日直日誌)

第 4 条 宿日直の担当者は，宿日直日誌を作成のうえ，寮務主事に提出するものとする。

2 宿日直日誌の取扱いにおいては，秘密を保持しなければならない。

(事務)

第 5 条 宿日直に関する事務は，高松キャンパスは学務課，詫間キャンパスは学生課が所掌するものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか，宿日直の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 27 年 5 月 19 日から施行する。